

家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方

厚生省生活衛生局企画課
生活化学安全対策室

はじめに

家庭用品の中には、さまざまな化学物質をそのまま又は希釈・混合して製品化した製品があり、これらの製品を総称して「家庭用化学製品」と呼んでいます。これらの製品は、現在では、私たちの日常生活のいろいろな場面で活用され、暮らしの中で欠くことのできないものとなっています。

一方、化学物質は、多かれ少なかれ人体に対して何らかの作用をもたらす側面を有しており、その利用法によっては思わぬ健康被害を引き起こすおそれがあります。このため、厚生省においては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）に基づき、規制基準の設定など必要な安全対策を講じているところです。

また、平成7年7月には製造物責任法（PL法）が施行され、製造業者等にとっては製品の安全性の向上がますます重要になっておりますが、家庭用品規制法第3条には、従来より、家庭用品の製造業者及び輸入業者の責務として、製品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、健康被害が生ずることのないように努めなければならない旨が定められているところです。

とりわけ家庭用化学製品は、消費者が化学物質に直接接触する可能性の高い製品であるため、製造業者等には、使用する化学物質の特性を十分に把握したうえで、開発・設計段階からの適切なリスク管理を行うことが求められます。しかしながら、現状では、家庭用化学製品の製造等に関わっているすべての事業者がそのようなリスク管理のノウハウを十分に有しているとは、必ずしも言えない状況にあるのではないかと考えられます。

このようなことから、厚生省では、家庭用品事業者等が製品による危害の防止対策を推進する際の参考に資するため、関係分野の専門家の方々にご検討をいただき、本ガイドを作成した次第です。作成にご協力をいただいた各位に深く感謝の意を表するとともに、本ガイドが広く関係各方面に活用され、家庭用品の安全性の向上に寄与することを祈念いたします。

1997年1月

厚生省生活衛生局企画課

生活化学安全対策室長 内田康策

家庭用品安全確保マニュアル検討会委員

平成 8 年 6 月 現在

No	氏名	所屬
1	赤津 光洋	花王(株) 知財・法務部門
2	石沢 淳子	(財) 日本中毒情報センター
3	板倉ゆか子	国民生活センター 情報管理部
4	大島 輝夫	化学品安全管理研究所
5	鹿庭 正昭	国立衛生試験所 療品部
6	関澤 純	国立衛生試験所 化学物質情報部
7	武井 玲子	ライオン(株) 研究開発本部
8	中村 晃忠	国立衛生試験所 療品部
9	山本 都	国立衛生試験所 化学物質情報部

(50 音順)

目 次

1. 目的	1
2. 定義	2
3. リスク管理の手順	3
4. 製品設計段階における基本要件	5
5. 設計段階におけるリスク分析	6
6. 市販後のリスク管理	11
7. リスクコミュニケーション	12
8. リスク削減技術の開発	14
9. 付録	
(1) リスク管理の流れ	15
(2) 用語説明	16
(3) 情報源リスト	19

1. 目的

本ガイドは、設計、製造、輸送、保管、販売、サービス、使用、廃棄を通じた家庭用化学製品の総合的リスク管理のためのものである。

リスクには、人に与えるリスクと環境に与えるリスクの両方が含まれるが、本ガイドでは、健康リスク（人に与えるリスク）に主眼をおき作成した。

リスク管理とは、危険を生じる可能性のある潜在的なリスク因子をすべて洗い出して、その可能性を分析し、危険が生じた場合の障害の程度や頻度を見積り、危険発生・防止策を考え、各ケース毎に社会的、経済的、教育（技術又は文化あるいはその両方）的背景などを考慮して、最適のリスク防止策を選択する組織的な方法である。すなわち、リスクを完全にゼロにすることは不可能であるが、許容できるレベルに管理することは技術的に可能である、と考える。

リスク管理には、リスクの許容性評価（安全性の判断）が必須のステップであるが、これは関連する社会経済的および教育的背景などと密接に連動した活動であることを認識すべきである。

厚生省においては、家庭用化学製品の商品群毎の安全確保マニュアル作成の手引きを策定することを考えており、本ガイドはこの安全確保マニュアルの手引きを策定する際に利用されること、並びに、以下の人々に利用されることを想定している。

- ① 家庭用化学製品の製造（輸入）業者
- ② 家庭用化学製品の販売業者
- ③ 消費者および消費者団体
- ④ 消費者被害対策担当者
- ⑤ 家庭用化学製品規制担当者
- ⑥ 生活教育関係者

2. 定義

家庭用化学製品とは、

「主として一般消費者の生活の用に供される製品であつて、化学物質をそのまま又は希釈して製品としたもの及び数種類の化学物質を混合し、又は反応させて製品としたもの」

とする。（例、家庭用洗浄剤、家庭用ワックス等）

3. リスク管理の手順

総合的リスク管理は以下の手順で行う。

(1) 品質保証

- ① 品質保証システムの整備
 - ・設計、受け入れ（製品、原料）、製造、輸送、保管、販売、サービス、廃棄の各段階での作業・活動内容の系統的な分類
 - ・品質保証の方針の確立
 - ・品質管理組織（システム）の整備
- ② 製造管理マニュアル等の文書化と実行の確認
- ③ 記録の作成、管理、保存
- ④ チェック（原料受け入れ時、製造時、製品出荷時等の検査、確認、評価など）
- ⑤ 例えば、ISO 9000認証取得

(2) 設計段階におけるリスク管理

- ① リスク要因（ハザード）の網羅的洗い出し及びそのチェックリスト化（5.(1), (2), (6)）
- ② 過去の事例の参考などを通じた各ハザードのリスク評価（5.(3)）
- ③ リスクの許容性評価（5.(4)）
- ④ リスク削減策の検討とその選択（優先順位の決定）（5.(5), (6)）

(3) 市販後のリスク管理

- ① 消費者情報の収集及び製品並びに配合化学物質のリスクに関する最新情報の調査
- ② リスク管理
 - ・表示、ラベル、警告内容の変更
 - ・製品・容器の改良
 - ・製造・販売方針の変更
- ③ 健康被害事例の調査手段

(4) リスクコミュニケーション

- ① 情報の提供とフィードバック
 - ・製品表示、取扱い説明書
 - ・健康被害事例のフィードバック
- ② フィードバック体制の整備・改善
- ③ 消費者の理解と安全行動の推進
 - ・安全教育、地域セミナーなどへの参画
 - ・メディア又はネットワークを介したキャンペーン（業界、行政による安全知識の普及とメディア又はネットワークへの参加によるフィードバック）

(5) リスク削減技術の開発

- ① フェイルセイフ・フルプルーフの採用
- ② ポジティブリストの採用

4. 製品設計段階における基本要件

製品設計の段階で考えられる要件のうち、製品企画を行う際に製品として適当か否かを判断する事項又はリスクの削減について考慮されるべき事項は次のとおりである。

- (1) 製品を本来の使用目的で使用したとき、使用者などに対して受容できない健康上のリスクを与えないこと。
- (2) 製品は、使用者の健康上のリスクをできる限り少なくするように設計され製造されること。
- (3) 製品の性格から、健康上のリスクを除去できない場合は、設計の変更や警告表示を含めた適切なリスク削減策を講じること。
- (4) (3) によっても除去できない健康上のリスクがある場合には、使用者に対してその危険性を適切に知らせること。
- (5) 製品は、誤使用をできるだけ減らすような設計であること。
- (6) 乳幼児、老人、障害者に対するリスクを減らすように配慮した設計であること。
- (7) 通常の輸送、貯蔵、および家庭環境で起こりうる苛酷条件下でも、製品は上記(1)、(2)を満たすように、設計され、製造され、包装されること。
- (8) 製品および内容物の廃棄における作業者の健康リスクおよび廃棄による環境汚染のリスクに配慮すること。

5. 設計段階におけるリスク分析

家庭用化学製品の設計にあたっては、以下の要因を考慮したリスク分析を実施し、その過程を記録として保存すべきである。

(1) 暴露に関する要因の特定

① 使用量

- ・適正使用量、通常使用量の範囲
- ・異常使用量

② 製品の状態と物理化学的性状

- ・剤型：固体、錠剤、液状、ペースト状、粉末、気体（スプレー）など
- ・形態：詰め替え、使い捨てなど
- ・液性（pHなど）、粒子径、溶出性など

③ 対象使用者

- ・健常な成人に限定可能か、乳幼児や老人、障害者も使用するものか

④ 使用方法

- ・どのように使用するのか
 - 塗る、吹き付ける、薄めて使う、ぶら下げる、床に置く、床に敷く
 - タンス内に置く、タンス内にぶら下げる、冷蔵庫内に置くなど
- ・今までの製品にはない新しい使用方法か
- ・体に直接または間接に接触するか
- ・暴露部位（皮膚、眼など）
- ・暴露経路（経口、経気道など）
- ・暴露を避けることが必要か
- ・洗い流すタイプか、洗い流さないタイプか
- ・使用に際し、技能や熟練が必要か
- ・他の製品との併用を想定しているか
- ・使用に際し、電力その他のエネルギーを必要とするか
- ・使用に際し、測定・計測する行為を伴うか

⑤ 使用頻度

- ・毎日か、頻繁か、時々か
- ・定期的か、不定期か
- ・常置的か否か

⑥ 使用場所

- ・台所で使用するか、トイレで使用するか、風呂場で使用するか
- ・火気の近くで使用するか
- ・閉鎖空間で使用するか など

⑦ 容器・包装形態

- ・保存時（いたずらへの対応も含む）
- ・使用時（誤使用、いたずらへの対応も含む）

⑧ その他

- ・環境の影響を受けやすいか
- ・使用期限を設定するか
- ・製品にソフトウェアが組み込まれているか

(2) ハザードの特定

以下のハザードを具体的に特定すること。

① 成分

- ・使用する化学物質の毒性学的ハザード（急性毒性、慢性毒性、刺激性（眼、皮膚、粘膜）、感作性、発癌性、催奇形性、呼吸器障害、神経毒性など）
- ・使用する化学物質の揮発性、燃焼性、引火性、着火性、爆発性、腐食性などのハザード
- ・光や熱などによる分解（物）のハザード
- ・混合物（商品）としての毒性学的ハザード
- ・使用量、使用回数に関わるハザード

② 容器・包装形態

- ・容器の破損や腐食による溶出や漏れなどによるハザード
- ・製品の不具合や欠陥によるハザード
- ・詰め替え用製品の誤使用によるハザード

③ 使用方法・誤使用

- ・併用によるハザード（例、塩酸と次亜塩素酸ソーダの混合）
- ・他製品との併用を前提とした商品形態に付随するハザード
- ・誤使用によるハザード
- ・使用条件によるハザード
- ・製品形態の類似によるハザード（例、食品との混同）

- ・詰め替えに伴うハザード
- ・過量使用によるハザード
- ・未熟練によるハザード
- ・意図的な別目的使用のハザード
- ・使用期限や設定条件を超えることによるハザード
- ・電力などのエネルギーを必要とすることに付随するハザード
- ・測定や計測する行為を必要とする商品形態に付随するハザード
(例、目盛りの不正確さ、他の計量器具の誤用)
- ・使用説明・表示の不適切によるハザード
- ・警告表示の不適切によるハザード
- ・製品の用途の多様性によるハザード(製品は限られた用途だけに使用できるように設計されているか、汎用的な設計か)

④ 過去の健康被害事例の参照

- ・同種の業務用製品で発生した労働衛生上の問題
(例、クリーニング店での溶剤中毒)
- ・過去の同種製品に関して企業に寄せられた健康被害上のクレーム
- ・種々の健康被害情報データベース

⑤ 廃棄および環境汚染

- ・廃棄作業時のハザード
- ・廃棄を含めた環境汚染のハザード(屋内、屋外、水質)

⑥ その他

- ・複雑性によるハザード
(例、使い方が複雑で誤使用を引き起こしやすい)
- ・微生物(カビも含む)によるハザード

(3) リスク調査

(2)で特定したハザードについて、その影響の種類と重篤度及び確率を別個に解析する。その際、以下の点を考慮すること。

- ① 不具合、欠陥、誤使用がなくても起こりうるか
- ② 一つの不具合、欠陥、誤使用で起こるか
- ③ 複数の不具合、欠陥、誤使用が重なった時だけに起こるか
- ④ 老人、乳幼児、障害者の使用または誤用

(リスク調査のための試験と情報収集手段)

効率の良い情報収集と試験実施が必要である。以下に、そのための手段を列記する。

① 規格基準

- ・法律による規制基準（家庭用品規制法、化審法、労働安全衛生法、家庭用品品質表示法など）
- ・国際的な規則、規格基準（表示方法も含む）
- ・関連する J I Sなどの規格基準、試験法
- ・業界自主基準

② 国内、国外情報

- ・化学物質のMSDS（化学物質安全性データシート）
- ・WHO/IPCS/EHC（化学物質安全性プログラム編：環境健康影響グライアリヤ）
- ・産業中毒情報（ACGIH 許容濃度；日本産業衛生学会許容濃度）
- ・WHO/IARC：化学物質発癌性リスク評価モノグラフ
- ・EU、米国、カナダなどの毒性分類（例、HAZARDOUS PRODUCT ACT）
- ・オンラインまたはCD-ROMによる毒性情報検索（RTECS, MEDLINE, TOXLINE）

③ 毒性試験

- ・化審法ガイドライン、O E C Dガイドラインなどに添った適切な試験方法により、可能な限り G L Pに準拠して毒性試験を行う。

④ 消費者情報

- ・商品クレームに関する社内データ
- ・過去の事故例の検討
- ・（財）日本中毒情報センターの情報
- ・国民生活センター、消費生活センターの情報
- ・消費者調査、アンケート情報

(4) リスクの許容性評価

許容性はリスクと便益を勘案して評価される。ただし、次のようなリスクは避けるべきである。

①法的基準を逸脱するリスク

- ②生命の危険、明らかな発癌性・催奇形性、重篤な慢性毒性
- ③重篤な後遺症につながるリスク

(5) リスク削減方策

リスク管理の手順3. (2) の④「リスク削減の検討とその選択」、3. (3) の②「リスク管理（表示、ラベル、警告内容の変更）」により削減方策とその優先順位を検討する。

(6) リスク削減方策による新たなリスク発生の有無

5. (5) 「リスク削減方策」を実施することにより新たなリスクが発生する恐れがないかどうかを検討し、必要があれば、5. (3) 「リスク調査」に戻る。

(7) 最終リスク評価・判断

最終的なリスク評価・判断は個々の企業において決定されるものであるが、その判断材料としては5. (3) の「リスク調査のための試験と情報収集手段」の事項が考えられる。

これらの情報および家庭用品規制法第3条の主旨を踏まえて判断する。

(参考) 家庭用品規制法第3条（事業者の責務）

家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をはあくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならない。

6. 市販後のリスク管理

(1) 消費者情報の収集及び製品並びに配合化学物質のリスクに関する最新情報の調査

- ①消費者情報（クレーム、業界情報、マスコミ、専門機関情報など）
- ②製品及び配合化学物質のリスクに関する最新情報の調査（学会、文献情報など）

(2) リスク管理

（1）に関する評価を行い、そのリスクの程度に応じたリスク管理を行う。

- ①表示、ラベル、警告など情報内容の変更
- ②製品・容器の改良
組成、原料、デザイン、製造条件など
- ③製造・販売方針の変更
リスクの高い用途の回避、製品回収、製造中止など

(3) 健康被害事例の調査手段

- ①健康被害事例のフィードバックにより、製品の安全性の確保に努める。
 - ・事故拡大の防止（消費者への情報伝達、回収など）
 - ・原因を究明し再発防止・安全性向上に役立てる。（類似製品も含め既製品の安全性の見直し、製品開発・設計など）
- ②被害事例報告等を定期的に入手・分析し、製品の安全性の改善のための資料とする。

（報告・情報入手先例）

- ・製造、販売業者
- ・各種業界団体
- ・国民生活センター
- ・（財）日本中毒情報センター
- ・都道府県等の消費生活センター
- ・民間紛争処理機関
- ・関係行政機関（研究所を含む）

7. リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションは、消費者に対する一方的な情報提供を意味するものではなく、関係者間で知識や情報を共有し、相互の理解を深めることによって、関係者が一体となったリスク管理を実現するためのものである。

(1) 情報の提供とフィードバック

①製品表示、取扱い説明書

製品表示及び取扱い説明書は、製品を安全に使用するために必要な情報を満たしつつ、消費者に効果的に情報を伝えるものであることが必要であり、以下の事項に留意して作成する。

- ・起こりうる危険の種類、予防及び事後の処置を具体的に記載すること。
特に、重篤な危険の種類（失明、死亡の可能性など）、その予防手段及び緊急時処置を明確に記載すること。
- ・簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ・処置方法等について詳しい情報を知りたい場合の問い合わせ先を記載すること。

②健康被害事例のフィードバック

健康被害事例収集の際の注意点として、以下の事項が上げられる。

- ・相談・苦情件数は、実際の健康被害発生件数の一部であり、それらの間には必ずしも関連があるとは限らない。
- ・製造、販売業者の情報は、ほとんどの場合公開されていないことから、同種同効製品による健康被害事例については不明であることが多い。
- ・様々な情報源から広範に情報を収集する。
- ・情報の質と量について検討することが必要である。例えば、収集された健康被害事例を多数観察し、問題点を明らかにする手法の開発や最初の1件の事故に存在する問題の大きさを個人差なく認知できる方法の開発などがある。

(2) フィードバック体制の整備・改善

製品の使用・消費段階の事故の未然防止及び事故が発生してしまった場合の拡大防止や再発防止の体制・システムを構築すべきである。

例えば、社内・外の製品事故やクレームの情報を迅速に関係部門・部署及

び関係機関にフィードバックし、原因の究明、応急対策、恒久対策などに活用する体制・システムや消費者への情報伝達などは、製品のリスク管理の一つの手段として有用である。

フィードバック体制として以下の例が挙げられる。

①使用・消費段階の製品事故やクレームの情報

製品企画・設計、開発、製造・生産段階へフィードバック

②製造・生産段階での原材料・工程・製品検査の情報

製品企画・設計・開発段階へフィードバック

③製品開発段階での安全性・安定性・使用・モニター試験の情報

製品企画・設計段階へフィードバック

情報入手先及び提供先については、6. (3) ②を参照する。

(3) 情報へのアクセスルートの整備

本ガイド中にも種々の情報源が例示されているが、これらの情報源の本来の目的と自主性を尊重しつつ、それらの内容、公開性、利用方法などを系統立てて整理し、必要な情報に迅速にアクセスできるような方策を講ずることも必要である。

(4) 消費者の理解と安全行動の推進

①安全教育、地域セミナーなどへの参画

・製品表示の種類と意味など製品の安全使用についての理解を深め、また、安全性問題に対する関心を高める社会教育の場への企業としての参画。

②メディア及びネットワークを介したキャンペーン

一定期間に多くの人の関心を集めるには、以下のようなメディア又はネットワークを介したキャンペーンが効果的である。

・事故時に同様の事故の連鎖を防ぐキャンペーン

・業界による安全知識の普及活動

・関係業者による自発的なネットワーク上のキャンペーン

③提供する情報内容の考察や提供方法のありかたを検討する。

・一過性の情報提供では健康被害が防げないことが多いことから、商品の表示や品質の改善が妥当であったかを考慮すべきであり、情報の繰り返しの提供も必要である。

・行政だけでなく業界による消費者教育が必要である。

8. リスク削減技術の開発

(1) フェイルセイフとフルプルーフの採用

製品についての知識を十分に有しない消費者や小児等が使用しても健康被害が生じないようにするための方策。

① フェイルセイフ

仮に誤使用があったとしても、安全な製品であること。

例えば、転倒しても漏れ出さない工夫をすること等が考えられる。

② フルプルーフ

誤使用そのものが起こらないような構造・機能等を有すること。

例えば、小児が容易に開封できないように包装・容器に工夫をすること等が考えられる。

また、誤使用を起こしやすいような複雑な使用方法は避けることが望ましい。

(2) ポジティブリストの採用

製品やその原材料として安全に使用できると考えられる物質を選定してリストにしたもの。ただし、それらの物質の使用に際しては、各種の公定書や各種業界の作成している自主基準等に収載されている品質規格、使用量、使用範囲等の制限条件を遵守する必要があることを認識すべきである。

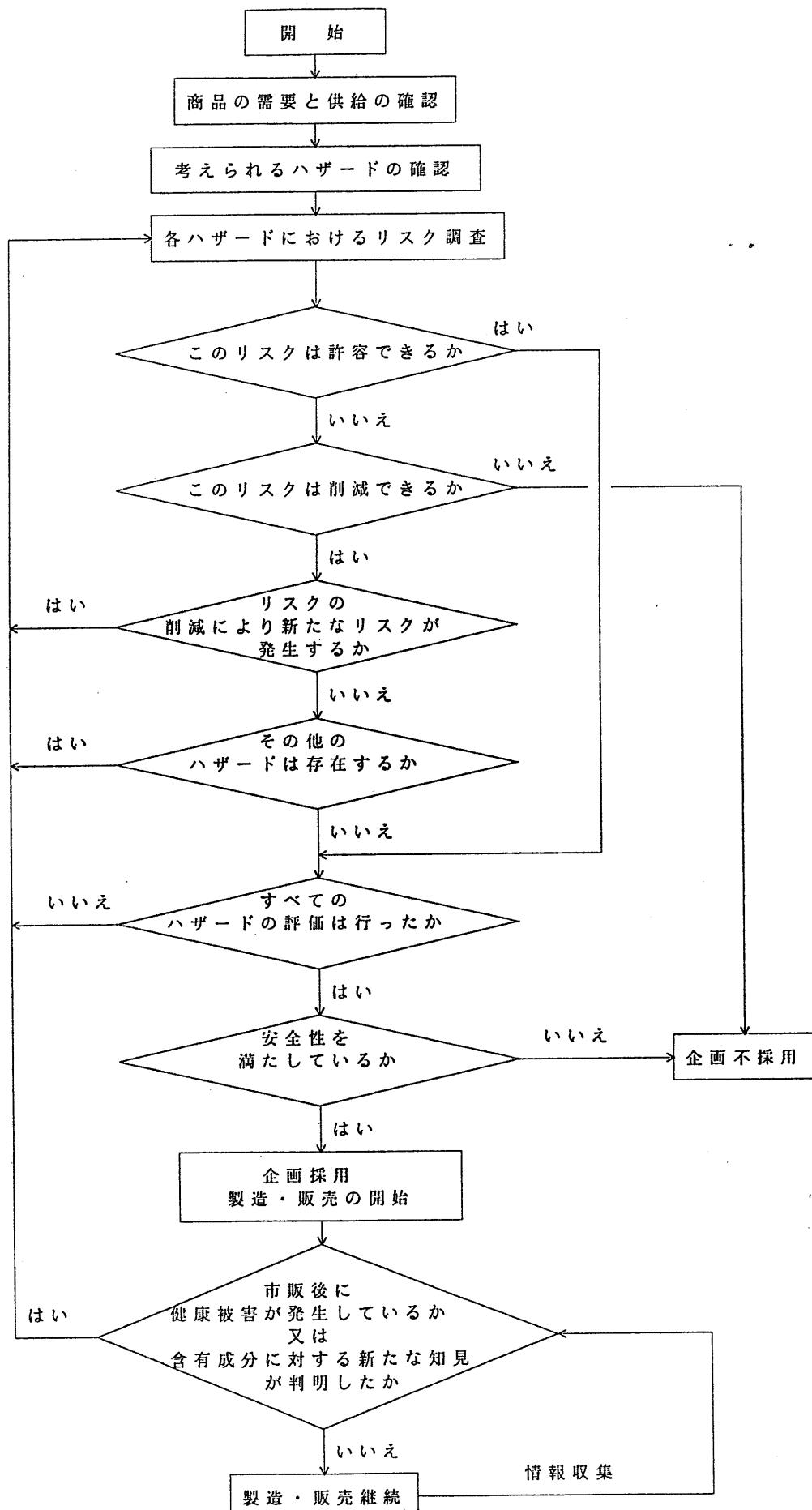
なお、ポジティブリストに対してネガティブリストがある。

これは、製品やその原材料として使用される可能性のある物質から有害性の観点等から使用を避けるべきものを選定してリストにしたものである。ただし、この場合は、該当しない物質がすべて安全な物質であるとは限らない。

安全対策上はポジティブリストの採用がより望ましい。

9. 付録

(1) リスク管理の流れ



(2) 用語説明

関連のあるものは、なるべくまとめて記載した。

1. ハザード

人、物、環境に不利益な影響を及ぼす原因となる固有の性質。危険を引き起こす原因などと訳されている。

2. リスク

ハザードの確率と重篤度（性）。危険度などと訳されている。

3. ISO9000

1987年3月にISO（国際標準化機構）により制定された品質保証規格。

EC諸国が市場統合に向けて製品流通の円滑化を図るためISO9000シリーズ規格に基づいて品質保証を域内統一しようとしている動きや、ガットの新スタンダードコード案の中にも「貿易の技術障害に関する協定」にうたわれている。

我が国ではJIS Z9900シリーズが制定され、規格を運用する審査登録制度の新設が検討されつつある。

4. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）

有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資するために昭和49年に施行された。（所管官庁：厚生省）

5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うために昭和49年に施行された。

（所管官庁：厚生省、通商産業省）

6. 労働安全衛生法

労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために昭和47年に制定された。（所管官庁：労働省）

7. 家庭用品品質表示法

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的に昭和37年に施行された。（所管官庁：通商産業省）

8. EHC(Environmental Health Criteria)

国連の機関であるIPCSが、化学物質ごとの人や環境に対する影響など、あるいは試験方法などについて各国の専門家が文献を調査評価して作成している刊行物である。現在約180冊発行されている。

9. ACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists)

米国の産業衛生の専門家の組織であって、職業上及び環境上の健康について管理及び技術的な分野を扱っている。毎年、化学物質や物理的作用及びバイオモニタリングについての職業上の許容濃度の勧告値や化学物質の発がん性の分類を公表している。governmentalとあるが政府機関ではない。

10. 日本産業衛生学会

機関紙「産業衛生学雑誌」で許容濃度等の勧告を公表している。

11. IARC Monograph (International Agency for Research on Cancer Monograph)

WHOに所属する国際的ながん研究機関であって、フランスのリヨンにある。化学物質の人に対する発がん性を疫学及び動物実験、短期試験の結果に基づいて各国の専門家による会議で検討して分類評価を行っている。この分類は1、2A、2B、3、4に分かれている。

12. RTECS(Registry of Toxic Effects of Chemical Substances)

米国の国立労働安全衛生研究所(NIOSH)が編集している化学物質の毒性の数値のデータ集である。眼、皮膚刺激性、変異原性、がん原生、生殖毒性、急性毒性、ACGIHの許容濃度勧告値、OSHA、NIOSHの許容濃度値等のデータが記載されている。出版物としての最新版は、1986年に発刊されているが、その後もデータの更新、追加が行われ10数万件以上の物質のデータが収載されている。

最新のデータは、DIALOG、STN等の民間のオンライン検索サービスで利用できる。

13. HSDB(Hazardous Substances Data Bank)

米国国立医学図書館(NLM)が作成している有害物質についてのデータベースで、物性、製造、安全取り扱い、爆発性などの物理的危険情報、毒性情報、環境中の動態、分析法、事故情報、など広範な情報を引用文献とともに記述してある。収録物質数も豊富であり、データ更新も良く行われている。

14. MEDLINE

米国国立医学図書館(NLM)が作成している、主として医学に関する文献データベースである。毒性試験データや人に起こった健康障害に関する論文も収録されている。

DIALOG、STN等の民間のオンライン検索サービスで利用できる。

15. TOXLINE

米国国立医学図書館(NLM)が作成している、毒性学関連のデータベースである。各種毒性、特に発がん性、突然変異性、催奇形性などの文献も含まれ、約186万件の情報を収録している。

DIALOG、STN等の民間のオンライン検索サービスで利用できる。

16. OECD試験法ガイドライン

OECDが定めている試験法ガイドラインであり、各国の化学物質の安全性に関する試験法の整合性を図るため、物理化学的試験、毒性試験、生体影響試験、分解性試験、濃縮度試験など約80種類の試験法がある。

17. GLP(Good Laboratory Practice、優良試験所規範)

1983年7月OECD理事会で化学物質の安全性に関する試験成績の質を確保するための方策として導入が勧告された。我が国でも昭和60年から化審法新規化学物質の審査に用いる試験についてはGLP適合施設において行われなければならないこととなった。GLP基準の制度化はテストガイドラインの採用とともに、OECD加盟各国間の安全性試験データの相互受け入れの基礎となるものである。なお、我が国では化審法GLPのほか、薬事法GLP、農薬取締法GLP、労働安全衛生法GLPなどがある。

(3) 情報源リスト

1. 消費者機関

①国民生活センター

全国の消費生活センター及び協力病院などから提供された商品・サービスにより生命・身体に危害を受けたもの、及びその危険があると考えられる事例を早期に収集して、これを分析・評価し、消費者被害の拡大防止と未然防止に役立つ情報を提供する。

・電話での問い合わせ

消費者相談窓口： TEL 03-3446-0999

時間： 10:00-12:00 13:00-16:00 (土、日、祝日を除く)

・印刷物

危害情報システムに収集した件数や事例、暮らしの中の安全をテーマにした記事などを「国民生活」（国民生活センター発行）に1回／月掲載している。

消費者向けの商品テスト月刊誌「たしかな目」には、記者発表を行った危害情報などを時期に応じて掲載している。

身近な危険をテーマに取り上げ、事故の統計的傾向や具体的な事例、危害・危険の原因、安全対策をまとめたリーフレット「くらしの危険」を10回／年発行している。

・その他

危害情報は、パソコン通信「生活ニュースネット」による入手も可能。
(詳細は、情報プラザ室 TEL: 03-3443-6226へ)

②財団法人 日本中毒情報センター

化学物質（家庭用品、化学薬品）、医薬品、農薬、動植物成分などによる急性中毒が発生した場合に、治療に必要な情報を提供する。

・電話での問い合わせ

大阪中毒110番 0990-50-2499 (24時間、無休)

つくば中毒110番 0990-52-9899 (9:00-17:00、12/31-1/3は除く)

情報料：100円/分

・印刷物

受信報告を「中毒研究」（日本中毒学会準機関誌）に1回／年掲載している。

・その他

賛助会員企業に対しては、別途相談の上、製品事故受信状況調査も可能。（詳細は、本部事務局 TEL: 0298-56-3566へ）

③都道府県等の消費生活センター

④P L相談センター

- ・化学製品P L相談センター
- ・生活用品P Lセンター など

2. 都道府県市衛生部局

- ・都道府県市衛生主管部（局）家庭用品安全対策担当課
- ・保健所
- ・地方衛生研究所

3. 自主基準制定業界団体

①家庭用カビ取り剤・カビ防止剤

家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会

②不快害虫用殺虫剤

生活害虫防除剤協議会

③家庭用洗浄剤

日本家庭用洗浄剤工業会

④家庭用シミ抜き剤

全国化学工業薬品団体連合会

関東工業薬製販協会

日本揮発油小分け品製造協会

⑤一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤

芳香消臭脱臭剤協議会

⑥コンタクトレンズ用洗浄剤、保存剤、洗浄保存剤等

日本コンタクトレンズ協会

4. 学会

①日本産業衛生学会

〒160 東京都新宿区新宿1-29-8 公衆衛生ビル

TEL: 03-3356-1536

機関誌：産業衛生学雑誌（日本産業衛生学会）

②日本中毒学会

〒142 東京都品川区旗の台1-5-8 昭和大学病院薬剤部内

TEL: 03-3784-8469 FAX: 03-3784-6085

機関誌：中毒研究（薬業時報社）

③日本リスク研究学会

〒305 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学社会工学系内

TEL: 0298-53-5380 FAX: 0298-55-3849

機関誌：日本リスク研究学会誌（日本リスク研究学会）

④日本接触皮膚炎学会

〒461 名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部附属病院分院
皮膚科内

TEL: 052-723-1111 FAX: 052-723-0268

機関誌: Environmental Dermatology (日本接触皮膚炎学会)

⑤日本職業アレルギー学会

〒371 群馬県前橋市昭和町3-39-15 (群馬大学医学部第一内科内)

TEL: 0272-32-2653

機関誌: 日本職業アレルギー学会雑誌 (日本職業アレルギー学会)

5. CD-ROM、オンラインデータベース

①H S D B

②R T E C S

③M E D L I N E

④T O X L I N E

⑤I N T O X

6. 参考書籍

①各種法律書、法律解説書

②コンパイラーズガイド (発刊所: 化学工業日報社)

③「M S D S用語集」 (発刊所: 化学工業日報社)

④「改訂 急性中毒処理の手引 必須220の化学物質と自然毒情報」